

ダンスセラピー・リーダー認定にかかる事務手続きについての確認事項

改訂 2013, 8/28 (校正 2015,11/5)

作成者：葛西、大沼、崎山

ダンスセラピー・リーダーの認定には、次の3つの形式がある。それぞれの認定についての手続きの概要は以下のとおりである。

項目	① 個人申請	② 賛助会員 団体申請	③ 非賛助会員 団体申請
申請受付期間	随時	随時	随時
受付方法	個人による 申請書類郵送	代表者からの 一括郵送	代表者からの 一括郵送
提出書類	履修済み 科目の受講 証明書	必要	不要
	倫理規定へ の宣誓書	必要	必要
申請料	5000 円	2000 円	2000 円
登録料	一般 10000 円 学生 5000 円	3000 円	一般 10000 円 学生 5000 円 (2013 年度理事会決定)

* 団体申請の申請料および登録料は、1名毎に必要な金額を意味する。

個人申請

上記の提出書類の他に、資格申請書の様式 I (申請申込書)の申請書類の提出が必要である。

団体申請

リーダー養成講習会を開くための要件については別紙参照のこと。事前の講習会開催申請および認定者報告のための書類 (様式 I ~ IV) の提出が必要である。

賛助会員とは、団体が JADTA に年会費 50000 円を支払う賛助会員である場合。団体そのものが JADTA 会員であるため申請者が個別に JADTA 入会の手続きの必要はないが、ニュースレターや研究誌の送付や大会での会員割引などは適応されない。

非賛助会員とは、団体が JADTA 資格認定委員会が定める要件に適したダンスセラピー関連団体である場合。申請者は個々に JADTA 会員でなければならない。

* 団体申請によりダンスセラピー・リーダー資格を取得した個人は、当該団体へのその後の所属の有無を問わず、取得した資格は有効となる。